

広島県告示第千百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によつて、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者 名 称	介業護を予行防うサ 事務所	指 定 年 月 日
社会福祉法人 備後の里	の主たる事務地所 名 称	所 在 地
倉九六番地の一 福山市駅家町万能	ショートステイ まなぐら	福山市駅家町万能
倉八四〇一一 月一日	平成一九年九	指 定 年 月 日